

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人新切福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる者のほか、第三者委員、評議員選任・解任委員、その他理事長が必要と認める委員を含む。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等の職務遂行については、別表1のとおり旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 費用については、年度末迄に各人毎に清算する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年 6月 25日より施行する。

別表 1

区 分	その額
交通機関利用の交通費、旅費（宿泊費を含む） 及び手数料等	実 費
【自家用車等の利用】 片道 2 km以内及び当法人の職員である者	支給しない
【自家用車等の利用】 片道 2 km以上については経路計算ソフト により算出された距離に右の額を乗算	1 kmあたり 50 円